

おかやま妊娠・出産・子育て安心サポート連絡協議会設置要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、妊娠・出産・子育てに対する切れ目のない支援体制の構築に向け、おかやま妊娠・出産・子育て安心サポート連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置し、その運営に必要な事項を定めるものとする。

(協議会の目的)

第2条 連絡協議会は、妊娠・出産・子育てに関する情報・課題の共有、意見交換を行う。

(構成員)

第3条 連絡協議会の委員は、保健・医療・福祉団体の関係者、行政関係者等から知事が委嘱又は任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 知事は、協議事項により必要があると認めるときは、その都度、当該協議事項に関して専門的知識を有する者を委員に委嘱又は任命することができる。

(会 長)

第4条 連絡協議会に会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、連絡協議会を代表し、会務を総括する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会 議)

第5条 連絡協議会は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 連絡協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 連絡協議会の議事は、出席した委員（臨時委員を含む）の過半数でこれを決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 第2条の協議事項について、会長が必要と認めるときは、ワーキンググループを設置し、課題の解決に向けた協議を行う。

(庶 務)

第6条 連絡協議会の庶務は、保健医療部医療推進課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年8月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。